

来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間

6月1日～6月30日

不法滞在とは？

不法滞在者とは、密入国などにより不法に入国した外国人や正規の在留者であっても定められた在留期間を超えて日本国内に残留する外国人のことです。

現在、日本国内には、推定約9万人の不法滞在者がいるとみられ、これらの者が犯罪組織を形成するなど、外国人による犯罪の凶悪化、組織化、全国への拡散化といった傾向が顕著になり、治安悪化の大きな要因となっています。

また、外国人による偽造旅券の売買や偽装結婚等の不法滞在を助長する犯罪も後を絶たない状況にあります。

不法就労

不法滞在者が働くことは不法就労活動になり、不法滞在者の多くは、不法就労に従事しています。

また、働くことが認められていない在留資格を持つ外国人（資格外活動の許可を受けていない外国人）が働くことも不法就労になります。

※ 不法滞在者や働くことが認められていない外国人を雇った事業主や不法入国を援助した者は法律により罰せられます。



糸満警察署からのお願い



県警では、関係機関と連携して悪質な外国人による組織的な窃盗、犯罪、薬物犯罪及び不法就労、不法残留等を積極的に取り締まっています。

凶悪犯罪を未然に防止し、地域の安全を守るためには、地域の皆さんの理解と協力が不可欠です！！

不審な外国人を見聞きした際は、どんな些細なことでも構わないので110番もしくは、糸満警察署(995-0110)まで通報してください。

不審外国人発見の着眼点

- 近所のアパートや借家に普段何をしているかわからない外国人が住み着いた
- アパートやウィークリーマンションの一室に複数の外国人が頻繁に出入りしている
- 周囲を気にしながら店舗や民家を覗き込んでいる
- 外国人が不審な車両・自転車を乗り回して徘徊している
- 工場や飲食店に不法就労と思われる外国人が働いている



糸満警察署 098-995-0110